

「認知・非認知能力調査研究業務委託」受託候補者特定に係る実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、教育委員会事務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「選定要綱」という。）第8条第1項第4号の規定に基づき、「認知・非認知能力調査研究業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により選定する場合の手続き等必要な事項について、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

（実施の公表）

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- （1）当該事業の概要・基本計画等
- （2）プロポーザルの手続き
- （3）プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- （4）評価委員会及び評価に関する事項
- （5）その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- （1）業務実績
- （2）業務実施体制
- （3）業務実施方針
- （4）その他当該業務に必要な事項

（評価）

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は次に掲げる事項とする。

- （1）業務実績
- （2）業務実施体制
 - ア 業務実施体制の妥当性
 - イ 関係機関との連携体制の妥当性
- （3）業務実施方針
 - ア 業務に対する考え方の妥当性
 - イ 業務実施手法の妥当性
 - ウ 業務実施手法の革新性

エ 業務実施工程（スケジュール）の妥当性

（４）ヒアリング

ア 取組意欲

イ 理解度・専門技術力

- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

（プロポーザル評価委員会）

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

（１）提案書の評価

（２）評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認

（３）評価の集計及び報告

（４）ヒアリング

2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長 教育委員会事務局 総務部 総務課長

副委員長 教育委員会事務局 学校教育企画部 小中学校企画課情報教育担当課長

委員 教育委員会事務局 総務部 教育政策推進課長

委員 教育委員会事務局 学校教育企画部 教育課程推進室長

委員 教育委員会事務局 教職員人事部 教職員育成課長

- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席をもって成立する。ただし、書類審査については、評価結果の書類の提出をもって出席とみなすことができる。
- 5 委員長は、評価結果を教育委員会事務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

（評価結果の審査）

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

（１）評価委員の採点が適正に行われたこと。

（２）評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。

（３）評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定

（４）特定、非特定結果通知書に記載する理由

（５）その他必要な事項

附則

この要領は、令和4年4月13日から施行する。